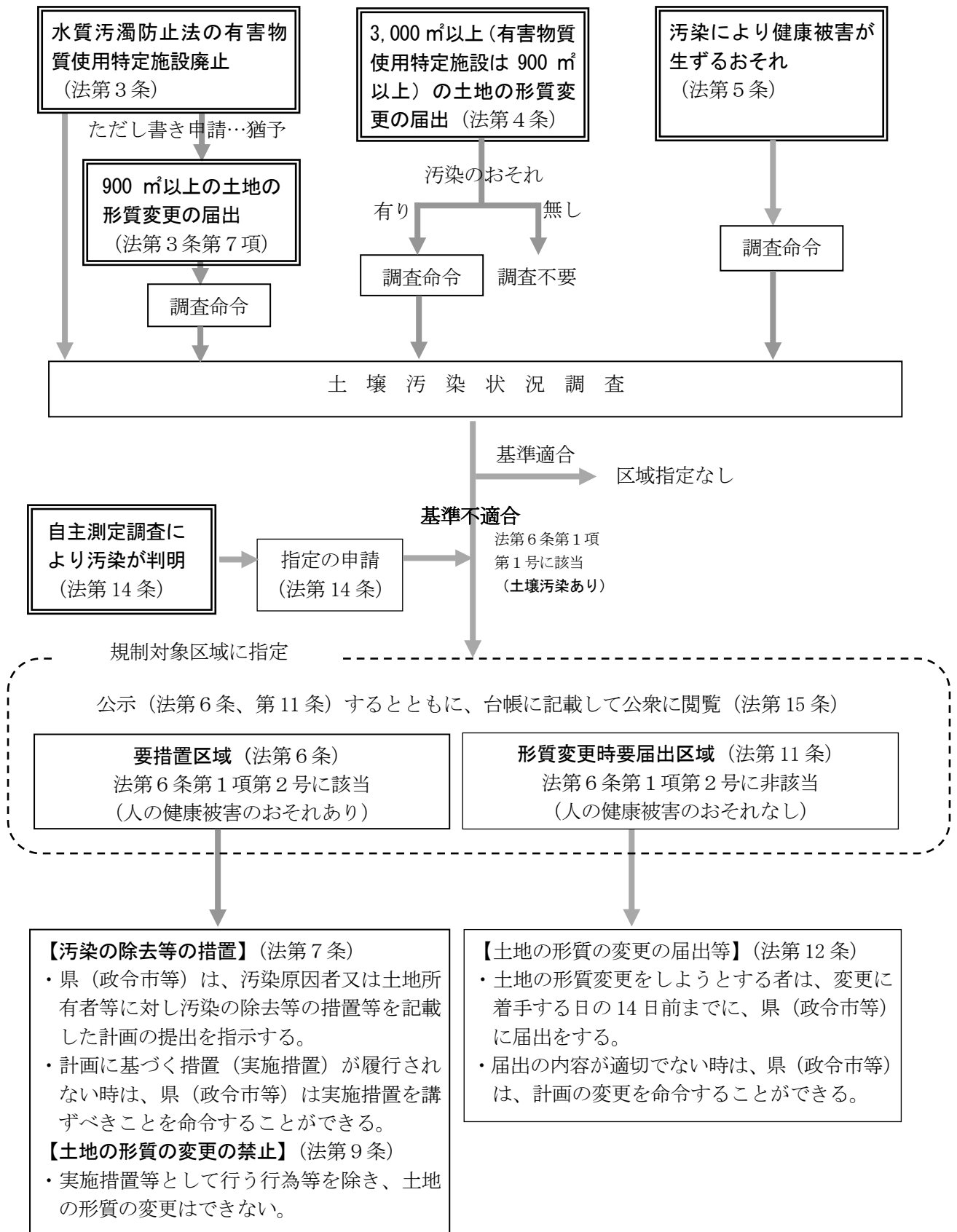


(参考) 土壌汚染対策法の概要

《土壌汚染対策法のしくみ》



※土壌汚染の除去が行われた場合は、区域の指定を解除・公示する（法第6条、第11条）。

《対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）》

	特定有害物質 (法第2条)	指定基準 (法第6条)		(参考)
		直接摂取によるリスク 土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水の摂取による リスク 土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素		0.002	0.02
	1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04
	1,1-ジクロロエチレン		0.1	1
	1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4
	1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02
	ジクロロメタン		0.02	0.2
	テトラクロロエチレン		0.01	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン		1	3
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06
	トリクロロエチレン		0.01	0.1
	ベンゼン		0.01	0.1
	クロロエチレン		0.002	0.02
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45	0.003
六価クロム化合物		250	0.05	1.5
シアン化合物		50(遊離シアン として)	検液中に検出され ないこと	1
水銀およびその化合物 アルキル水銀		15	0.0005 検液中に検出され ないこと	0.005 検液中に検出されな いこと
セレンおよびその化合物		150	0.01	0.3
鉛およびその化合物		150	0.01	0.3
砒素およびその化合物		150	0.01	0.3
ふっ素およびその化合物		4,000	0.8	24
ほう素およびその化合物	4,000	1	30	
第三種特定有害 物質(農薬等)	シマジン		0.003	0.03
	チウラム		0.006	0.06
	チオベンカルブ		0.02	0.2
	P C B		検液中に検出され ないこと	0.003
	有機りん化合物		検液中に検出され ないこと	1